

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（イー①，②，③）（業種）
の申請手続きについて

◇ 提出書類

- (1) 認定申請書
- (2) 売上明細書（別紙）
- (3) 営業業種の証明書類及び事業所所在地が確認できる書類（商業登記簿謄本の写し、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類または指定業種にかかる許認可証の写し等）
- (4) 最近3か月及び前年同期の月別の売上がわかるもの（最近3か月にあっては試算表または売上帳等、前年同期にあっては法人事業概況説明書または損益計算書等の確定申告関係書類）

◇ 認定基準

(イ)

- 法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者
- 最近3か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期の売上高等に比して10%以上減少していること。
ただし、その申請者が平成23年4月1日から令和7年3月31日までに認定申請を行う場合にあっては、「最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。」とする。

◇ 注意事項

- (1) 指定業種に属することの証明書類については、原則として、商業登記簿謄本（コピー可）または公的機関による指定業種にかかる許認可証の写しを提出すること。
- (2) 商業登記簿謄本に記載される業務内容は、現に営んでいる業務内容と同一であること（記載事項を変更している場合、変更前の謄本は不可とします）。また、謄本の発行日は、申請日から概ね1年以内のものであること。
- (3) 公的機関による指定業種にかかる許認可証は、許認可の期間が設定されている場合は、当該許認可の期間内のものであること。
- (4) 商業登記簿謄本、許認可証のいずれも存在しない場合は、確定申告書など、営業業種が記載されている文書の写しを提出すること。
- (5) 平均売上高の計算に用いる最近3か月間とは、原則として前月までの3か月間とすること。当月10日以降の認定申請において、前々月までの3か月間を平均売上高の計算に用いる場合は、その理由を申告すること。
- (6) 認定申請に際し、申請者が金融機関担当者等に事務を委任する場合は、委任状を提出すること（委任状の様式は任意とします）。

◇ 提出先 ひたちなか市役所 経済環境部 商工振興課
TEL 029-273-0111（内線1342）FAX 029-276-3072